

議員と語りかい 報告書

No.1

開催日	平成 24年 11月 1日 10:00～ 12:00		
開催場所	霧島市議会 議会棟4F 第3・4委員会室		
団体名	霧島市児童クラブ連絡会	参加人数	14人
出席議員(4班)	吉永 民治・徳田 拓志・常盤 信一・池田 守 蔵原 勇・前川原 正人・時任 英寛・脇元 敬		
役割分担	班 長 (吉永 民治)	記録係 (脇元 敬)	
テーマ及び具体的な内容	<p>(テーマ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 霧島市の「子ども・子育て支援事業」、「地域子ども・子育て支援事業」の具体化について <p>(具体的な内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> 霧島市の放課後児童クラブの現状(運営・施設・子どもたちの状況等)について 「地域子ども・子育て支援事業」(放課後児童クラブ)の具体的進め方 「子ども権利条約」の条例化に向けて 		
意見交換での主な意見等	<p>◆霧島市の放課後児童クラブの現状(運営・施設・子どもたちの状況等)について</p> <ul style="list-style-type: none"> 1997年に法案ができて、1998年に法制化から国が、特定財源という形での予算措置ということで、この12年間で約2倍、子どもたちも2.5倍に増えてきている。 保育園に行っていた6割ぐらいしか学童保育に来ていない。 すべての校区に学童保育という施設がある現状ではない。 国に保育園のように、最低基準、ナショナルミニマムがない。2006年に放課後児童クラブのガイドラインというのが国で出来たが、あくまでもガイドラインで、あり方だけを示しただけのもので、財政的な裏づけがあるわけではない。鹿児島県内では、幾つかの自治体のみで、霧島市も要綱を作っている。要綱の中で運営してきているということで、ちゃんとした条例・ガイドラインを作って、或いは保育園みたいな形でやっているかというところが現状。今度、放課後児童クラブのガイドラインができていく中で、条例を作っていただきたい。 全国的には公設公営での施設や、児童館の中でやっているところも多いが、鹿児島の場合は、保育園が設置をしている社会福祉法人の運営が、約3割から4割近くある。保育園に放課後の子供たちを丸投げしてきたのではないか。それをどう改善していくのが問題である。 霧島市の子育て支援事業の現状を踏まえて、子供たちが育つ環境をどうつくっていくのか、働く親たちが安心して子育てをするためにどういうことが必要なのか、ということぜひ一緒に考えていけたらと思う。 社会情勢から、土曜日のお預かりが年々増えてきている。また保護者の方もひとり親の家庭が年々増えてきて、学童の必要性が高まっている。 第二の家庭として、指導員はいろんな役割をしなければいけない。となれば、仮に子供の数が少なくても、じゃ指導員一人や二人でいいんじゃないかというわけにはいかないというのが、児童クラブの指導員の数の現状。 保護者の負担金が、子供の減少によってだんだん少なくなってくれば、やはりそれだけの補助金を確保しなければいけない。 		

意見交換での
主な意見等

- ・公民館を使わせて頂いているが、子供の数も長期の夏休みは50人ぐらいになってきて、また地域の世帯数も増加して、このままでいいのかという状態。
 - ・学童にも入れない子どもたちがいる。市からの補助があり、減免措置をもう少しできればと思う。学童の中で、暖かい思いをさせてあげたいと思う。
 - ・保育指導員は1日3時間勤務で、収入が月に2万円ぐらいしかならないので、ボランティアでやるほかなく、指導員を確保するのに苦勞している状態。私たちは70歳を過ぎてても、なかなか辞めることができない。児童数が少ないから、少ない分だけ収入は入ってこないことになる。
 - ・実際を見ていただきたい。訪問して足を運んできていただいて、児童クラブの子ども達がどんなふうにご覧しているのか、運営の現状を見てほしい。
 - ・10名以内で国や県の補助がない中、保護者だけの費用ではやっていけないので、市の単独補助はありがたい。この単独補助で、何とかやっている。しかしこの単独補助が60数万円。一人の指導員も雇えない状況である。
 - ・保育園のような所得に応じた補助、1人親家庭への援助、減免があればと思う。
- ◆「地域子ども・子育て支援事業」(放課後児童クラブ)の具体的進め方
- ◆「子ども権利条約」の条例化に向けて
- ・子ども子育て関連3法案ができたことで
 - ㊦これから学童保育は地域の子育て支援事業の中に位置付けられる。保育園は施設事業ということで施設の中できちんと運営されているので、施設を造るにあたっての、建物の問題とか、定員の問題とか、保育士の配置の問題とかは決まっているが、学童保育の場合は事業ですから、施設の規模がどうあればならないとか、保育士がどういう資格がないといけないのかなどの、具体的なものが決まっているわけではない。決まっているのは、児童福祉法の中で放課後健全育成事業として、放課後児童クラブをやっていくと位置付け。
 - ㊧放課後健全育成事業の中の放課後児童クラブの場合は、おおむね10歳までということになっていたが、小学校に就学している児童を対象とするとなった。
 - ㊨県段階で子ども子育て会議をつくる。市町村段階で、地域の子ども子育て支援事業計画をつくらないといけない。それに基づいて条例化、予算化し、平成27年4月1日から実施をすることになる。これから霧島市の中でも児童クラブ、或いは放課後の子どもたちの健全育成を行政や議会と一緒にやっていきたい。法案が制定されると、市町村段階でどういう事業計画があり、条例をしているかによって、また市町村がどれだけの予算をつくったかによって、国からの予算が変わることになる。ファミリーサポートとか、乳幼児とか延長保育とか、病後時とか、いろんな子育て支援事業があるが、児童クラブはその事業の1つということになるので、施設の問題とか、あるいは指導員の人員の確保の問題とか、さまざまな問題もあるので、それなりの予算を確保していただきたい。
 - ・計画を策定していく中で、必要になってくると思われる専門チームを組んでいただいて、検討していただき、その中に、やはり現場を入れていただきたい。